ዹ 貨物概要

性 状:両面にループドパイルを有するテリータオル地(綿製)のタオルケット

長辺は折り耳を有し、短辺は 10 cm幅で折り重ねて縫製しているもの

材 質:綿(織物、起毛してないもの)

サイズ: 150 cm×200 cm

用 途:夏季の上掛け寝具(就寝時の保温)として用いられる。

♣ 分類

関税率表第 6301.30 号 (統計番号 6301.30-091) の綿製のテリータオル地の毛布

ዹ 分類理由

本品は、両面にループドパイルを有する綿製のテリータオル地から成るタオルケットであり、起毛してない毛布と認められることから、関税率表第 63.01 項の規定及び同表解説第 63.01 項の記載により、上記のとおり分類されます。

♦ ♦

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況 によります (関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と 異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、 文書による事前教示をご利用下さい。)